



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

（環 境 政 策 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第1・別表第1の2関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項の1の(1)中「電気事業者又は卸供給事業者」を「電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者（以下「発電事業者」という。）」に改め、同項の2の(1)中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

別表第1の2の8の項の(2)中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。